

南丹市土木工事等電子納品実施マニュアル（案）

平成 28 年 6 月
南丹市総務部監理課

（マニュアルの適用）

第1条

南丹市において実施する土木工事の一部及び土木設計業務等の電子納品において、統一的な運用を図るため、本マニュアルを定める。

なお、本マニュアルは、土木工事及び土木設計業務等を対象とするが、土木設計業務等については、次のとおり読み替えるものとする。

- ・工事 → 設計業務等
- ・施工計画書 → 業務計画書
- ・完成図書 → 成果品
- ・土木工事書類一覧表 → 設計図書

（電子納品のスケジュール）

第2条

電子納品は、国土交通省において策定された各電子納品要領（案）等及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施する。その場合、京都府を南丹市と読替える。

その中で、南丹市での電子納品の運用上の課題を抽出し、今後の電子納品スケジュールについて見直しを図ることとする。

さらに、試行を通じて、発注者、受注者及び関係機関への普及・啓蒙を図ることとする。

なお、現時点での南丹市土木工事等の電子納品実施スケジュールは次に示すとおりである。

南丹市土木工事等の電子納品スケジュール

		H19 年度	H20 年度	H21 年度～ 24 年度	H25 年度	H26 年度以降
業務委託	成果品	全件試行	全件実施			
	工事写真	試行(2,500万円以上)	試行(2,500万円未満) 実施(2,500万円以上)	試行(1,000万円未満) 実施(1,000万円以上)		
土木工事	書類等	任意試行	試行(2,500万円以上)	任意試行(1,000万円未満) 試行(1,000万円以上)	試行(1,000万円未満) 実施(1,000万円以上)	
	その他(図面)	任意試行	任意試行	任意試行	全件試行	全件試行

※ 工事においては、実施状況等により段階的に対象拡大を予定しています。

※ 全件試行には、一部実施も含まれます。

(対象工事等)

第3条

- (1) 設計業務等は、全件実施とする。
ただし、建物調査、工損調査及び現場技術業務委託（以下、建物調査等という。）や現場技術業務委託等については、試行とする。
- (2) 土木工事の写真については、当初設計金額が1,000万円以上のものは、実施とする。また、当初設計金額が1,000万円未満のものは、試行とする。
- (3) 土木工事の書類等については、当初設計金額が1,000万円以上のものは、実施とする。また、当初設計金額が1,000万円未満のものは、試行とする。
- (4) 土木工事の図面については、全件試行とする。
- (5) 試行とは、対象とする電子納品が実施できなくても業務の履行を認めるものであり、実施とは、対象とする電子納品が実施できなければ業務は不履行と判断する。（ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く。）
- (6) 設計金額に係わらず受注者から電子納品を実施する申し出等があった場合は、任意試行として本マニュアルに準拠し、積極的に実施するものとする。

(入札時の条件等)

第4条

電子納品の対象工事の場合は、本工事が電子納品の対象であることを、下記を参考に特記仕様書に記載し、入札時の条件とすることとする。

また、発注済みの工事を電子納品の対象とする場合は、同様の内容を協議し、実施すること。なお、対象工事において、電子納品が実施できない場合は、速やかに監理課に受注者名、工事名及び実施できない理由等を報告すること。

(電子納品の実施)

【1,000万円以上の工事及び業務委託（建物調査等を除く）の場合】

1 本工事（設計業務等）は、本市におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品実施の対象工事（委託業務）であり、完成図書の内、工事写真及び書類等（図面については、試行とする。）（成果品）の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）（土木設計業務等の電子納品要領（案））等、南丹市土木工事等電子納品実施マニュアル（案）（平成28年6月）（以下、実施マニュアル（案）という。）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき実施しなければならない。その場合、京都府を南丹市と読替える。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事（設計業務等）着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い、実施マニュアル（案）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。なお、試行段階である図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。（設計業務等を除く。）

2 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。（設計・土質調査業務を除く。）

また、完成図書は、電子媒体で1部、紙媒体で1部（設計業務等において電子媒体は2部）提出するものとする。

(電子納品の試行)

【1, 000万円未満の工事及び建物調査等業務委託の場合】

1 本工事（設計業務等）は、本市におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品試行の対象工事（委託業務）とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、完成図書の内、工事写真（成果品）、書類等の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領(案)（土木設計業務等の電子納品要領(案)）等、南丹市土木工事等電子納品実施マニュアル(案)（平成28年6月）（以下、実施マニュアル(案)という。）及び京都府電子納品ガイドライン(案)（平成28年4月）に基づき試行しなければならない。その場合、京都府を南丹市と読替える。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事（設計業務等）着手までに、その試行範囲等について事前協議を行い実施マニュアル(案)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。（設計業務等を除く。）

2 試行期間においては、電子納品の試行が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、監督職員に試行できない理由を報告した上で電子納品試行の対象外とすることができる。

3 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で1部、紙媒体で1部（設計業務等において電子媒体は2部）提出するものとする。

(監督職員の役割)

第5条

- (1) 事前協議時に工事の基礎情報等を受注者に通知するとともに、事前協議チェックシート（工事の場合は別記様式1、設計業務等の場合は別記様式2）に基づく協議を実施すること。
- (2) 施工計画書において、受注者に電子納品の実施方法等を記載（事前協議チェックシートの添付でも良い）させること。
- (3) 受注者の電子データの保存方法やバックアップ方法及び電子データの管理項目に従って整理が行われているかを、工事着手後の早い時期に確認し、受注者の電子納品実施体制を把握し、電子納品成果を確実に提出できるよう指導すること。
- (4) 検査前までに、工事成果が事前協議に基づき実施されているか確認すること。
- (5) 電子媒体による検査の準備を行うこと。
- (6) 電子納品成果を検査終了後、監理課へ提出すること。

(工事の完成図書)

第6条

- (1) 完成図書は、土木工事書類一覧表に基づき作成する。なお、電子化に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 完成図書は、工事の場合は電子媒体で1部、紙媒体で1部提出とし、設計業務等の場合は電子媒体で2部、紙媒体で1部提出とする。なお、紙媒体の成果品は簡易な製本で良い。（金文字製本等は不要とする。）
- (3) 検査で完成図書として不備があれば、修正箇所のわかる紙媒体と修正後の電子媒体の提出を求めることとする。

(完成検査)

第7条

検査は、土木工事書類一覧表に基づき提出された電子媒体及び紙媒体によりで実施する。検査時は、仮成果により受検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を提出すること。

電子媒体で行う検査については、監督職員が、事前にウィルスチェック及び本マニュアル等に基づいているかチェックを実施し、その結果を検査員に報告すること。その後、検査用パソコンのハードディスク上にコピーを行い、検査に備えることとする。

なお、検査に必要な機材（パソコン、プロジェクター等）は、原則、発注者が用意するものとするが、受注者の使用する電子納品支援ソフトのビューワーを使用する等の場合は、受注者の機器を使用することができる。

また、検査時のパソコン操作は、原則、受注者が行うこととする。

(評価)

第8条

(1) 電子納品対象工事における試行項目（写真、書類等、図面）について電子納品に対応した場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目の細則「創意工夫」において、電子納品の試行評価（加点）を行うものとする。

電子納品の試行評価は、表1のとおり、試行を実施した各項目毎に「エラーなし※1」の場合に加点評価を行い、「エラーあり」の場合は評価しない。（試行段階の写真、書類等、図面を全て電子納品にした場合は、最大3点の加点となる）

なお、「創意工夫」において電子納品以外に関することで評価対象があり合計点が7点を超える場合は、7点を最大とする。

表1 電子納品の試行評価（主任監督員）

電子納品の項目	評価
写真	1点
書類等※2	1点
図面（出来形図及び完成図）	1点

※1 エラーとは、国土交通省「電子納品チェックシステム」及び本マニュアル(案)等に基づいているかチェックした結果とする。

※2 書類等については、「土木工事書類一覧表」を参照のこと。

※3 図面の試行評価は、DRAWINGフォルダに格納された図面により行うこととする。なお、発注者の提供する図面がCAD製図基準（案）等の形式になっていない場合及び図面の提供がない場合は、エラーなしとして取り扱うこととする。

(2) 電子納品実施対象工事（設計業務等）における実施（必須）項目の電子納品への対応については、成績評定における評価は行わないものとする。

(3) 電子納品実施対象工事（設計業務等）における実施（必須）項目について、電子納品を実施しなかった場合は、当該工事（設計業務等）は不履行と判断する。（ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く。）